

資料 1

令和 2 年 11 月 5 日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市健康食育推進協議会

会長 今岡 千栄美

「第 3 次健康食育あつぎプラン」について（答申）

令和 2 年 10 月 29 日付けで当協議会に諮問のあった「第 3 次健康食育あつぎプラン」について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申

厚木市健康増進計画・食育推進計画「第3次健康食育あつぎプラン」は、平成28年3月に策定した「第2次健康食育あつぎプラン」の計画年度終了に伴い、健康寿命の延伸等を図り、地域包括ケア社会の実現を目指すことを目的に改定するものである。

生活環境の改善や医療の進歩等により平均寿命が延伸し、「人生100年時代」が到来するといわれている。このような中で、住み慣れた地域でいつまでも楽しく食事ができ、いつまでも健康で生きがいのある生活を送ることは誰もが望む願いであるが、それには子どもの頃から健康に関心を持ち健康意識を高め、個人が主体的な取組をしていくことが重要であるとともに、家庭・個人、地域、行政が協働して健康増進、食育推進等に取り組んでいく必要がある。

また、現在においては、悪性新生物、いわゆるがんを始め、心疾患、脳血管疾患を合わせた生活習慣病に関連した死亡が高い割合で推移しており、また、高齢者人口が年々増加を続け市民の4人に1人が65歳以上の超高齢社会となり、要支援・要介護認定者数が増加している。こうした状況の中、運動不足や食生活の変化などから生じる生活習慣病の発症予防や重症化の予防が一層重要であり、全てのライフステージにおいて、フレイル対策やオーラルフレイル対策は不可欠である。更に食の安全や受動喫煙防止など、市民を取り巻く社会環境の変化等にも適切に対応しながら課題に取り組んでいくことが求められている。

本プランは、本市の健康増進、食育推進を図るための総合的な計画として位置づけられるものであり、これらの現状を踏まえ、新たな課題や市民ニーズ等を的確に捉えるとともに、今後実施される予定のパブリックコメントの意見を踏まえ、市民の声を反映させたプランの改定を期待する。

本答申は、委員から提起された意見に基づき、本協議会の総意としてまとめたものである。なお、プランの推進に当たっては、次の項目に配慮されたい。

1 健康増進計画及び食育推進計画の更なる推進について

少子高齢化の進行や社会環境の変化に伴いライフスタイルが多様化した結果、疾病構造の変化も進み、健康増進と食育推進が密接に関わる状況となっている。子どもから高齢者まで全ての市民が支え合いながら生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力あるまちづくりを推進し、将来を見据えた地域包括ケア社会の実現に向けた努力を惜しむことなく進められたい。

2 健康寿命延伸の施策について

食生活や運動習慣の偏りなどから生じる生活習慣病が、人々の健康寿命の延伸を左右する一因となっている。若い世代からバランスの良い食事を摂り、適度な運動習慣や規則正しい生活習慣を身に付けること、加齢に伴って心身が衰え、要介護の状態に陥ることを予防するフレイル対策、かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科検診を受けることで健康な口腔環境を維持する等のオーラルフレイル対策など、健康増進、食育

推進についてより一層の周知・啓発を図り、市民一人一人が健康や食育に対して関心を持ち、主体的な取り組みがなされるよう健康意識の向上を図ることに努められたい。

3 施策体系について

本プランについては、2つの基本理念が存在している。これは「健康増進法」と「食育基本法」のそれぞれの理念となっていることが理由であり、分かりやすいものと言える。また、体系図の記載については、誰が見ても分かるように、見やすく作成するように努められたい。

4 計画の推進について

本プランについては、市のホームページや広報あつぎ等を始め、あらゆる機会を捉え普及啓発を図ることはもとより、市民の健康・食育の意識向上が図られるよう、情報の提供に当たっては、わかりやすく伝える工夫に努められたい。また、関係機関・団体等のネットワークづくりなどの活動支援を図るとともに、関係団体との協議、意見の具申に努められたい。

市行政は、関係各課と連携し、情報の共有等、横断的な連携を図り、一体となって本プランの推進に努められたい。

また、プランの目標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図るとともに市民の現状を把握するため、適宜、実態調査を行い、次のプランへ市民の声を反映していただきたい。

なお、新たな感染症の脅威により、社会全体が経済的に低迷している中、国及び地方公共団体において、極めて厳しい財政状況ではあるが、本プランの推進のため、必要な財源の確保に努められたい。